

令和6年度高齢者社会貢献活動支援事業企画提案採用審査要領

1 趣 旨

この要領は、令和6年度高齢者社会貢献活動支援事業の実施に係る企画提案の中から採用する企画提案（高齢者社会貢献活動支援業務の委託候補者）を選定するために必要な事項を定める。

2 審査員の指名等

審査員は、次の機関・団体から高齢者社会貢献活動支援事業の内容に関して知識を有する者について指名・依頼するものとする。

- (1) 岩手県保健福祉部長寿社会課
- (2) 岩手県環境生活部若者女性協働推進室
- (3) 岩手県保健福祉部地域福祉課
- (4) 一般財団法人岩手県老人クラブ連合会

3 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

- (1) 「企画提案書」に記載された各事業内容について、次の点に留意し、配点の範囲内で評価する。
 - ・事業目的や仕様書の内容に合致しているか
 - ・実施方法や事業内容に評価すべき点はあるか
- (2) 「組織等に関する調書」及び「事業に関わるスタッフ一覧」の内容について、次の点に留意し、配点の範囲内で評価する。
 - ・事業実施の組織（スタッフ）体制

4 審査の手順

審査員は、「令和6年度高齢者社会貢献活動支援事業企画提案書」の内容について、前記の審査基準により審査し、その評価結果を別紙「高齢者社会貢献活動支援事業企画提案審査結果表」に記載するものとする。

審査において企画提案の内容に質問等がある場合は、長寿社会課担当者を通じて確認するものとする。

5 審査期間

審査は、令和6年3月6日(水)～13日(水)の期間内に書面審査の方法で行うものとする。

6 企画提案の選定

各審査員による審査結果を集計し、評価点の合計が最も高い企画提案を提出した団体で、各審査員の評価平均点が60点以上であり、かつ、評価項目ごとに配点の5割以上を満たした場合に限り、委託候補者とする。

評価点が最も高い企画提案であっても、当該提案に係る各審査委員の評価点が最低基準に満たないときは、委託候補者を選定せず、再募集を行うものとする。